

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔最高裁規則〕

○国家公務員法等の一部を改正する法律附則第十一条において読み替えて準用する同法附則第四条第一項の最高裁判所規則で定める日を定める規則（最高裁一一二）

○外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律による外国等に対する訴状等及び判決書等の送達に関する規則（同一三）

〔省 令〕

○住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令（総務一一三）

○地方税法施行規則の一部を改正する省令（同一二四）

〔告 示〕

○本庁監理金融商品取引業者等を指定する件の一部を改正する件（金融庁七一）

○電波法施行規則第三十八条第五項の規定により無線局に備付けを要する業務書類の認定に関する件（総務五八七）

○ザンビア大学付属教育病院医療器材整備計画のための贈与に関する日本国政府とザンビア共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務五八四）

○スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約の附属書の改正に関する件（同五八五）

○関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成二十一年度の初日から平成二十一年十一月三十日までの輸入数量を告示（財務四〇九）

○平成二十一年度の初日から平成二十一年十一月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を告示（同四一〇）

○平成二十一年度の初日から平成二十一年十一月三十日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の各輸入数量を告示（同四一一）

○認定特定非営利活動法人を公示する件の一部を改正する件（国税庁二六）

○外国人労働者の雇用の改善等に関する指針の一部を改正する件（厚生労働五〇五）

○厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準の一部を改正する件（同五〇六）

○特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件（同五〇七）

○療担規則及び療担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める告示事項等の一部を改正する件（同五〇八）

○日本年金機構法の施行に伴う社会保障庁関係告示の廃止に関する件（社会保険庁二五）

○平成二十二年一月一日から十二月三十一日までには種されるてん菜に係る甘味資源作物交付金の単価を定めた件（農林水産一九〇〇）

○平成二十二年十月一日から平成二十三年九月三十日までに収穫されるさとうきびに係る甘味資源作物交付金の単価を定めた件（同一九〇一）

○平成二十二年一月一日から十二月三十一日までに植付けされるでん粉の製造の用に供するばれいしよに係るでん粉原料用いも交付金の単価を定めた件（同一九〇二）

○平成二十二年一月一日から十二月三十一日までに植付けされるでん粉の製造の用に供するかんしょに係るでん粉原料用いも交付金の単価を定めた件（同一九〇三）

○砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第十九条第一項及び第三十三条第一項の農林水産大臣が指定する地域を指定する件の一部を改正する件（同一九〇四）

○粗糖の平均輸入価格を定めた件（同一九〇五）

○砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第十九条第一項第一号ハの規定に基づき当該農林水産大臣の定める額を定めた件（同一九〇六）

○異性化糖標準価格を定めた件（同一九〇七）

○異性化糖平均供給価格を定めた件（同一九〇八）

○でん粉及びでん粉原料用輸入農産物の平均輸入価格を定めた件（同一九〇九）

○保安林の指定をする件（同一九一〇～一九一五）

○平成十六年国土交通省告示第七百七十二号の一部を改正する件（国土交通一三七七）

〔国会事項〕

〔人事異動〕

法務省 最高裁判所

〔官庁報告〕

官庁事項

旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知（外務省）

〔資 料〕

閣議決定等事項

〔公 告〕

諸事項

官庁

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品の輸入額の公告、証券無効、行政手続法第十五条第三項の規定関係（以下次のページへ続く）

地方税法施行規則の一部を改正する省令
地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。
第九条の八第一項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

附 則
この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。

告 示

○金融庁告示第七十一号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第四十二条第二項及び第四十二条の二第二項の規定に基づき、本庁監理金融商品取引業者等を指定する件（平成十九年金融庁告示第九十号）の一部を次のように改正し、平成二十二年一月一日から適用する。

平成二十二年十二月二十八日
金融庁長官 三國谷勝範

第一条第二十号を次のように改める。

二十 大和証券キャピタル・マーケット株式会社

○総務省告示第五百八十七号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第三十八条第五項の規定により、同項各号に掲げる無線局が海上移動業務において使用されるアルファベット順又は番号順の局の呼出符号又は識別信号の表、海岸局の局名録、船舶局の局名録並びに無線測位局及び特別業務の局の局名録に代えて備え付けることができるものとして、平成二十二年十二月十日、次の書類を認定した。

この認定の有効期限は、平成二十二年十二月三十一日とする。

平成二十二年十二月二十八日
総務大臣 原口 一博

名 称 二〇一〇年日本海上関係無線局局名録

発行年月日 平成二十二年一月一日

発行者 東京都豊島区駒込二丁目三番十号
財団法人 電気通信振興会

○外務省告示第五百八十四号

平成二十一年十二月十一日にルサカで、ザンビア大学付属教育病院医療器材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がザンビア共和国政府との間に行われた。

1 援助の目的及び内容 ザンビア大学付属教育病院医療器材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2 贈与の限度額 三億二千四百万円

3 贈与の供与期限 平成二十四年十一月三十日まで

4 署名者

日 本 側 三田村秀人在ザンビア大使
ザンビア側 シトゥムベコ・ムソコトワネ財務・国家計画大臣

平成二十一年十二月二十八日
外務大臣 岡田 克也

○外務省告示第五百八十五号

平成十七年十月十九日にバリで採択された「スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約」の附属書Iが同規約第三十四条の規定に従い改正され、その改正は、同条の規定により平成二十二年一月一日に効力を生ずる。改正が効力を生じた後の附属書Iは、次のとおりである。

（平成二十一年十一月十六日付け国際連合教育科学文化機関事務局長書簡）
平成二十一年十二月二十八日
外務大臣 岡田 克也

附属書I 二千十年の禁止表（二千十年一月一日に効力を生じた世界ドーピング防止規範）

禁止される物質は、S1、S2の1から5まで、S4の4及びS6(a)に分類される物質並びに禁止される方法のM1、M2及びM3に規定する物質を除くほか、すべて「特定物質」とみなす。

常に禁止される物質及び方法（競技会検査及び競技会外検査）
禁止される物質

S1 たんばく同化剤
たんばく同化剤は、禁止する。

S1.1 たんばく同化男性化ステロイド剤（AAS）
(a) 外因性（注1）たんばく同化男性化ステロイドには、次のものを含む。

――アンドロステンジオール（5 α ―アンドロスターンエンー三 β ―十七 β ―

ジオール）、――アンドロステンジオン（5 α ―アンドロスターンエンー三 β ―十七 β ―ジオン）、ポランジオール（十九 α ―ノルアンドロステンジオール）、ポラステロン、ボルデノン、ボルジオン（アンドロスターン・四 β ―エンー三 β ―十七 β ―ジオン）、カルステロン、クロステポール、ダナゾール（十七 α ―エチニル十七 β ―ヒドロキシアンドロスターン四 β ―エノ〔三 β ―三 β 〕イソキサゾール）、デヒドロクロメチルテストステロン（四 β ―クロロ十七 β ―ヒドロキシ十七 α ―メチルアンドロスターン一 \cdot 四 β ―エンー三 β ―オン）、デスコキシメチルテストステロン（十七 α ―メチル五 α ―アンドロスターン二 β ―エンー十七 β ―オール）、ドロスタノロン、エチルエストレノール（十九 α ―ノル十七 α ―プロレグナメステロン、ホルメボロン、フラザポール（十七 β ―ヒドロキシ十七 α ―メチル五 α ―アンドロスターン二 β ―三 β 〕フラザン）、ゲストリノン、四 β ―ヒドロキシテストステロン（四 β ―十七 β ―ヒドロキシアンドロスターン四 β ―エンー三 β ―オン）、メスタノロン、メステロン、メテノロン、メタンジエン（十七 β ―ヒドロキシ十七 α ―メチルアンドロスターン一 \cdot 四 β ―エンー三 β ―オン）、メタンドリオール、メタステロン（二 α ―十七 α ―ジメチル五 α ―アンドロスターン三 β ―オン十七 β ―オール）、メチルジエン（十七 β ―ヒドロキシ十七 α ―メチルエストラー四 β ―エンー三 β ―オン）、九 β ―エンー三 β ―オン、メチル一 \cdot テテストステロン（十七 β ―ヒドロキシ十七 α ―メチル五 α ―アンドロスターン一 \cdot エー三 β ―オン）、メチルノルテストステロン（十七 β ―ヒドロキシ十七 α ―メチル五 β ―エンー三 β ―オン）、メチルテストステロン、メトリポロン（メチルトリエノロン、十七 β ―ヒドロキシ十七 α ―メチルエストラー四 β ―エンー三 β ―オン）、メチルエンー三 β ―オン）、ミボレロン、ナンドロン、十九 α ―ノルアンドロステンジオン（エストラー四 β ―エンー三 β ―十七 β ―ジオン）、ノルボレトン、ノルクロステポール、ノルエタンドロロン、オキサポロン、オキサ

（b）たんばく同化男性化ステロイドには、次のものを含む。
アンドロステンジオール（アンドロスターン五 α ―エンー三 β ―十七 β ―ジオール）、アンドロステンジオン（アンドロスターン四 β ―エンー三 β ―十七 β ―ジオン）、ジヒドロテストステロン（十七 β ―ヒドロキシ五 α ―アンドロスターン三 β ―オン）、ブラステロン（デヒドロエピアンドロステロン、 β 〔E〕）、テストステロン並びに次の代謝物及び異性体
五 α ―アンドロスターン一 \cdot 三 β ―十七 α ―ジオール、五 α ―アンドロスターン一 \cdot 三 β ―十七 β ―ジオール、五 α ―アンドロスターン三 β ―十七 α ―ジオール、五 α ―アンドロスターン三 β ―十七 β ―ジオール、アンドロスターン四 β ―エンー三 β ―十七 α ―ジオール、アンドロスターン四 β ―エンー三 β ―十七 β ―ジオール、アンドロスターン五 β ―エンー三 β ―十七 α ―ジオール、アンドロスターン五 β ―エンー三 β ―十七 β ―ジオール、アンドロスターン一 \cdot 三 β ―十七 α ―ジオール、四 β ―エンー三 β ―十七 α ―ジオール（アンドロスターン四 β ―エンー三 β ―十七 β ―ジオール）、五 β ―エンー三 β ―十七 α ―ジオール（アンドロスターン五 β ―エンー三 β ―十七 β ―ジオール）、エビテストステロン、三 α ―ヒドロキシ五 α ―アンドロスターン一 \cdot 十七 α ―ジオール、三 β ―ヒドロキシ五 α ―アンドロスターン一 \cdot 十七 α ―ジオール、十九 α ―ノルアンドロスターン、十九 α ―ノルエチオコ